

## モデルの勧誘トラブル！写真撮影に10万円の請求！？

### 〔事例〕

路上で「読者モデルをやってみないか？オーディションに合格して事務所に入れば、仕事を紹介できる」と声をかけられ、オーディション用の写真を撮られた。翌日「合格」と言われ事務所へ行ったところ、「読者モデルやテレビCMの仕事を紹介するにはプロフィール用の写真が必要。撮影には10万円ほどかかる」と説明された。高額で払えないと言ったが「今日払ってもらおう」とせかさされ、近くのコンビニでとりあえず2万円だけ引き出し、支払った。撮影は早い方がよいとのことで翌日行ったが、高額な撮影料に見合わないお粗末なもので不信感を持った。解約したい。

(当事者：19歳 女性)

### 〔ひとことアドバイス〕

- 「モデルになりませんか？」と繁華街などで声をかけられ事務所に出向いたら、そこで高額なプロフィール写真撮影料やレッスン料を請求されたという相談が寄せられています。
- 事例のようなケースの他に、実際に撮影料等を支払ってもその後仕事来ない、また、解約したいと思っても返金に恵ってもらえないなどといったトラブルもあります。
- 業者はモデルやタレントに憧れる気持ちに付け込んで甘い言葉をかけてきますが、金銭の負担を求められる場合は要注意です。その場での契約は避け、家族に相談するなどして冷静に判断しましょう。
- クーリング・オフ等ができる場合もあります。困ったときは、岐阜県県民生活相談センター058-277-1003、役場 住民課 69-3111 (050-5808-9600) にご相談ください。